

二本松市公共建築物等木材利用推進方針

平成24年11月20日制定

令和7年4月30日改正

第1 趣旨

この基本方針は、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）第12条第1項の規定に基づき、福島県が定めたふくしま県産材利用推進方針（平成23年7月12日制定、令和4年4月18日改正）に即して、脱炭素社会の実現に資するため、市内における公共建築物等の整備においての木材利用推進に関し必要な事項を定めるものである。

第2 用語の定義

この方針に使用する用語の定義は、次に定めるものとする。

- 1 「建築物」とは、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。
- 2 「公共建築物」とは、二本松市（以下「市」という。）が整備する公共の用又は公用に供する建築物のほか、これ以外の者が整備するもので、広く市民に利用される建築物をいう。
- 3 「市産材」とは、市内の森林から生産された木材のことをいう。
- 4 「県産材」とは、県内の森林から生産された木材のことをいう。
- 5 「地域材」とは、国内の森林から生産された素材について、県内の製材所で加工された木材のことをいう。
- 6 「木造化」とは、建設物の新築、増築又は改築に当たり、構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、桁、小屋組等の全部もしくは一部に木材を利用することをいう。
- 7 「木質化」とは、建築物の新築、増築、改築又は模様替えに当たり、天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分に木材を利用することをいう。

第3 公共建築物における木材利用促進のための基本的事項

1 木材利用を推進すべき公共建築物

本方針において木材の利用を推進すべき公共建築物は、次に定めるものとする。

- (1) 市が整備する公共の用又は公用に供する建築物
- (2) 市以外の者が市内において整備するもので、次に該当する、広く市民に利用される建築物
 - ア 学校、幼稚園その他これらに類する教育施設
 - イ 老人ホーム、保育所その他これらに類する社会福祉施設
 - ウ 病院又は診療所
 - エ 体育館、その他これらに類する運動施設
 - オ 図書館、博物美術その他これらに類する社会教育施設
 - カ 車両の停車場その他旅客の乗降又は待合い用に供する建築物
 - キ 高速道路、国道等の通行者又は利用者の利便に供するための休憩所及び関連施設

2 市が整備する公共建築物の木造化、木質化を図るための検討

市が整備する公共建築物の木造化、木質化の実施については、事前に、建築物の用途や目的を考慮し、建設コストのみならず維持管理及び解体・廃棄等のコストも含むライフサイクルコストについて検討するとともに、木材の利用による付加価値、安全性等も考慮して、総合的に判断するものとする。

また、木質ペレット等の木質バイオマスを燃料とする空調設備やボイラー等の設置についても同様とする。

3 公共建築物の整備のための市産材の安定供給について

市は、福島県、公共建築物の整備に係わる民間事業者、林業従事者、木材関連業者、木造化を推進する建築士等との連携を図り、公共建築物や民間建築物への木材利用を推進し、特に市産材の利用促進を図るため、市産材の安定供給体制の整備に努めるものとする。

なお、市産材の供給が整わない場合は、県産材、次いで地域材の順に利用を促進するものとする。

第4 市が整備する公共建築物における木材利用の目標

1 公共建築物における市産材の使用

市が整備する公共建築物の木造化もしくは木質化については、市産材の利用に努めるものとし、利用の検討に当たっては第3の2に示す事項を考慮するものとする。

なお、供給状況等、市産材の利用が困難な場合は、県産材、次いで地域材の順に利用を検討するものとする。

2 公共建築物における木造化の推進

市が整備する公共建築物は、次の各号に挙げるものを除き、木造化に努めるものとする。

- (1) 建築基準法等の法令や施設の設置基準等により、木造化が困難である場合
- (2) 建築物等に要求される機能、性能、耐久性、維持管理等の理由により、木造化が困難である場合
- (3) 災害応急対策活動に必要な施設、治安上の目的から木造以外の構造とすべき施設、危険物を貯蔵又は使用する施設、文化財を収蔵する施設、文化的価値の高い建築物等、建築物に求められる機能等の観点から木造化を図ることが困難な場合
- (4) その他、木造化することに困難な理由がある場合

3 公共建築物における木質化の推進

市が整備する公共建築物において、木造により整備できないと判断された場合は可能な限り木質化に努めるものとする。

4 備品等における木製品の利用

市が公共建築物に導入する備品、消耗品については、市産材、県産材又は地域材を用いた製品の利用に努めるものとする。

5 木質バイオマスエネルギー利用施設の導入

市が整備する公共建築物における空調設備やボイラー等の設置に際しては、ペレットやチップ等の木質バイオマスを燃料とする施設の導入に努めるものとする。

また、当該機器に係る燃料については、市産材又は県産材に由来する燃料の使用に努めるものとする。

第5 市が整備する公共建築物以外の建築物における市産材の利用促進

1 民間建築物等への市産材の利用促進

市は、民間事業者等による施設の整備において、市産材を利用することへの理解を得るとともに、市産材の活用事例や関連製品の紹介、情報提供等を積極的に行うこととする。

2 木質バイオマスの利用促進

市は、民間事業者が整備する建築物や民間住宅への木質バイオマスエネルギー利用施設の導入に関する積極的な情報提供を行い、木質バイオマスの利用拡大に努めるものとする。

第6 建築物木材利用促進協定

- 1 市は、事業者等が建築主である「建築物における木材の利用に関する構想」又はその他の事業者等による「建築物における木材の利用の促進に関する構想」及びこれらの構想の達成に資するための情報提供その他の支援に関する事項を定めた協定（以下「建築物木材利用促進協定」という。）を締結することができる。
- 2 市は、建築物木材利用促進協定を締結したときは、協定の内容、協定の名称、対象区域、有効期間、参加者の氏名を市のホームページで公表するものとする。
- 3 協定締結にあたり必要な事項は別途定める。

第7 公共土木工事等における市産材の利用

市が実施する公共土木工事等においては、施設の耐久性及び維持管理を検討したうえで、市産材の使用が有効と判断したときは、市産材の使用に努めるものとする。

また、建設業者に対し、木材を利用した技術や製品情報の提供を行い、土木工事等への市産材の利用促進を図ることとする。

なお、供給状況等、市産材の利用が困難な場合は、県産材、次いで地域材の順に利用を検討、促進するものとする。

第8 木材利用の拡大に向けた情報発信

市は、公共建築物の木造化、木質化や公共土木工事等における木材の積極的な利用を通じ、木材が有する調湿性、断熱性、緩衝性、紫外線吸収効果、リラックス効果等木材の良さを実感する機会の提供やPRをすることにより、木材の利用による炭素の貯蔵を通じた脱炭素社会の実現や森林づくりの必要性等について市民の理解を深めることとする。

また、木材利用の意識醸成を図るため、小中学校等における森林環境学習の実施や、児童、生徒等が木材による物づくりを体験する機会を創出するなど、木育を推進するものとする。

第9 その他計画等との連携

本方針の推進に当たっては、二本松市総合計画や二本松市復興計画等、各種計画・施策との連携を図っていくものとする。